

町で受付ができない申告

次に該当する方は、大田原税務署で申告してください。

- ・青色申告の方 ・雑損控除のある方
- ・増改築やリフォームで住宅借入金等特別控除の適用を受ける方
- ・建物の売却による譲渡所得がある方 ・先物取引や未公開株の譲渡所得がある方
- ・消費税・贈与税・相続税等の申告がある方 ・国外における所得がある方

税務署



●注意事項



申告相談会場は大変混み合います。領収書などはあらかじめ自宅で集計するなどして、相談時間の短縮にご協力ください。

また、申告に必要な書類が揃っていないと、正しい税額を計算することができません。日頃から必要書類の整理・保管を心がけましょう。

事業所得（営業・農業）・不動産所得

・収支計算の基礎となる領収書・帳簿などを必ず整理記帳してお持ちください。

※収入や経費等を記帳していない方は、自身で計算した後に申告を受けていただくこととなります。

・作成した帳簿は7年間、請求書や納品書、領収書等の書類は5年間保存してください。

・新たに記帳を行う方や記帳の仕方が分からない方は、税務課にご相談ください。

医療費控除

医療費控除を受ける方は、次の書類が必要です。

・医療費控除の明細書（事前に個人別・病院別に集計し明細書を作成してください）

・医療費に対して補填された金額がある場合、補填金額が分かる書類（高額療養費や医療保険金など）

※対象となる領収書は、令和6年中に支払った分です（領収印の日付を確認してください）。

※老人施設等の介護保険サービスに対する費用を医療費控除する場合は「医療費控除の対象となる金額」が明記された領収書をお持ちください（施設に医療費控除用の領収書を発行してもらってください）。

住居借入金等特別控除（住宅ローン控除）

令和6年中に入居し初めて控除を受ける方は、下記の書類が必要です。

①登記事項証明書または登記簿謄本（抄）本

②請負契約書（売買契約書）の写し

③住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書

④住宅の建築にあたって補助金の

交付を受けた場合は、交付金額を証する書類

⑤土地についても控除を受ける場合は、土地の①②も必要です。

※2年目以降で税務署から送付された控除証明書をお持ちの方は、③の年末残高証明書と控除証明書を

※増改築や中古住宅、認定長期優良住宅について控除を受ける際は、更に各種証明書が必要です。

（増改築やリフォームで住宅借入金等特別控除の適用を受ける際は、大田原税務署へ）

収用等により資産を譲渡した場合の特別控除の特例

公共事業施行者の収用などにより、土地・建物などの資産を譲渡した場合で特別控除の特例を受ける方は、下記の書類が必要です。

①公共事業施行者が交付した各種証明書（買取り等の申出証明書、買取り等の証明書等）

②契約書（土地、建物、移転補償）

③移転補償等に基づき支出した内容が分かる領収書

復興特別所得税について

確定申告書への復興特別所得税額の記載漏れにご注意ください。

平成25年分から令和19年分までの各年分は、所得税と併せて復興特別所得税の申告と納付が必要です。復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。

その他

・申告書や収支内訳書等は、税務課または各支所の窓口で用意してあります。

・申告期間中は、税務課で申告を受け付けることはできません（収入のない方の申告は除きます）。

・自身で申告書を作成できる方は、完成した申告書を申告会場に持参するか、大田原税務署に直接提出してください（大田原税務署へは郵送で提出することもできます）。

・以前に生じた損失を引き続き翌年に繰越控除したい方は、令和6年中に申告する所得がなくても、損失申告用の確定申告書を提出しなければなりません（青色申告者の純損失、特定居住用財産や上場株式等に係る譲渡損失は3年）。

▼問合せ 税務課町民税係
☎72・6903